

総務委員会資料

1 令和4年第5回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第171号 川崎市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市債権管理条例の一部改正について

資料2 新旧対照表

令和4年11月24日

財政局

川崎市債権管理条例の一部改正について(議案第171号)

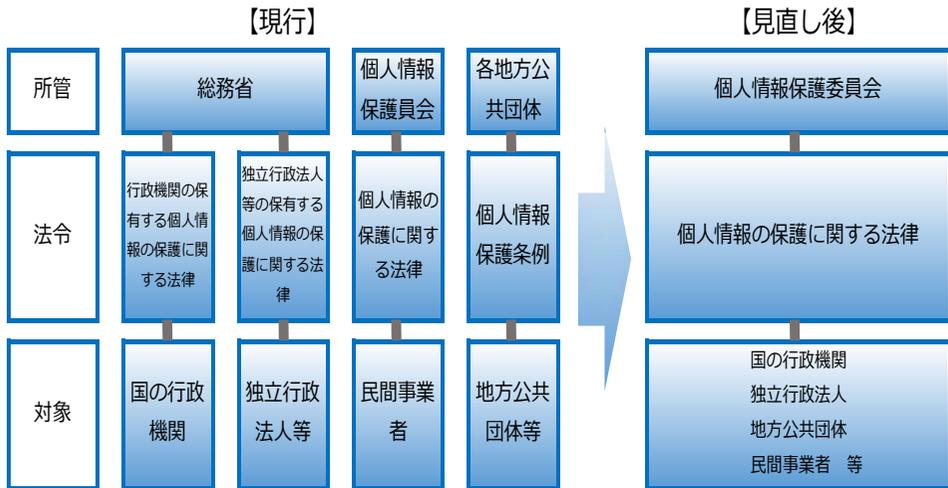
1. 川崎市債権管理条例第9条について

【川崎市債権管理条例第9条】

市長等は、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)で定めるところに従い、その保有する滞納者(市の債権について、履行期限までに履行しない個人をいう。)に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的の範囲を超えて利用することができる。

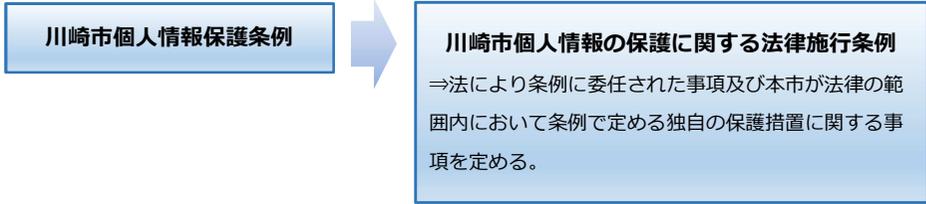
2. 個人情報保護制度見直しの全体像

「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。



3. 川崎市個人情報保護条例の廃止及び法施行条例の制定(議案第167号)

川崎市個人情報保護条例を廃止とし、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定。



4. 川崎市債権管理条例第9条の削除について

(※「法」は「個人情報の保護に関する法律」です。)



川崎市債権管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市債権管理条例 平成25年10月 8 日条例第42号</p> <p>《削除》</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	<p>○川崎市債権管理条例 平成25年10月 8 日条例第42号</p> <p><u>(滞納者に関する情報の利用)</u></p> <p>第9条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）で定めるところに従い、その保有する滞納者（市の債権について、履行期限までに履行しない個人をいう。）に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的の範囲を超えて利用することができる。</p> <p>(委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>